

とみぐすく
豊見城市公有財産活用
「民間活力導入制度」
応募（事務処理）要項

令和5年8月

沖縄県豊見城市

目次

1	趣旨	P1
2	「民間活力導入制度」の概要等	
	(1) 概要	P2
	(2) 視点	P2
3	提案に関する条件等	
	(1) 民間事業者等とは	P3
	(2) 提案事項	P3
	(3) 提案の対象外	P3
	(4) 提案に関する条件	P4
4	提案から契約締結までの流れ	
	(1) 提案書等の提出	P5
	(2) 提案書等の内容確認、ヒアリング及び協議	P6
	(3) 市有地利用対策委員会	P7
	(4) 提案書の採否の決定	P7
	(5) 詳細協議	P8
	(6) 予算措置及び事業化の決定	P8
	(7) 契約の締結	P8

1 趣旨

本市では、令和4年3月に改訂した「豊見城市公共施設等総合管理計画」（以下、本計画という。）に基づき、統合、廃止及び長寿命化や耐震化などの検討、自主財源の確保や施設の維持管理・運営コストを抑制しつつ、サービスの質を向上させるPFI・PPP等の民間活用の導入や市有地への民間企業誘致などの公共施設マネジメントを推進しているものの、出生率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障制度におけるサービスの多様化と扶助費の増加に加え、学校建設や公園整備事業等、今後も旺盛な行政需要が見込まれます。

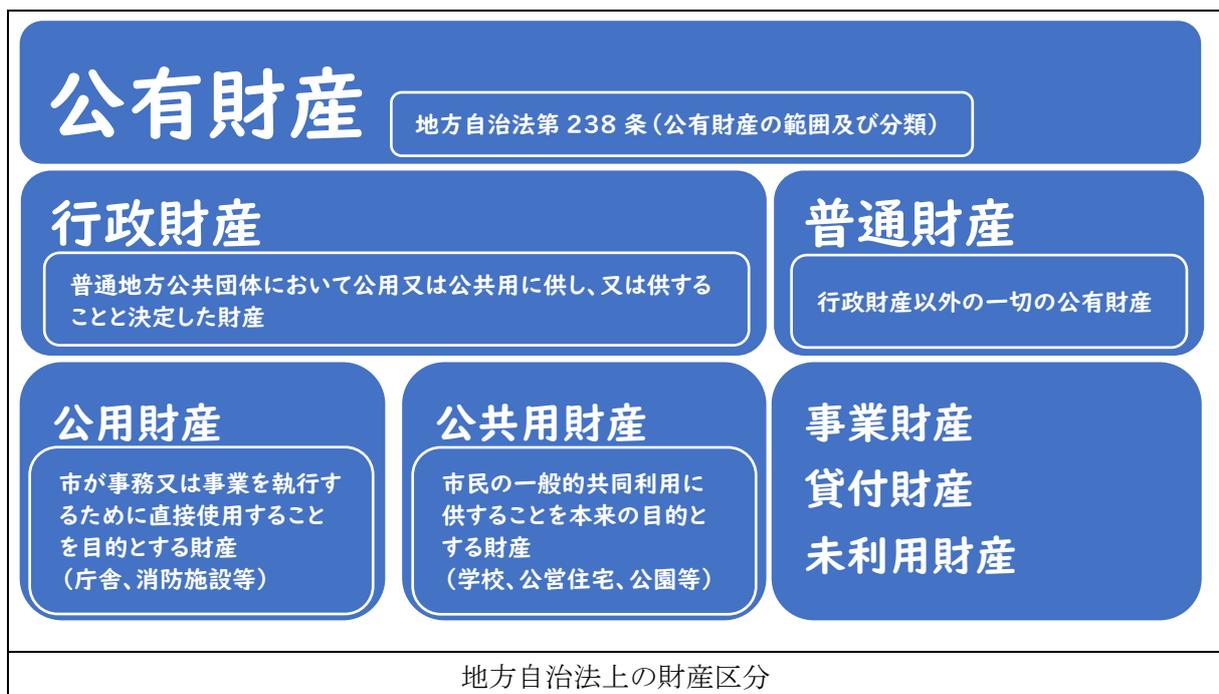
これらを踏まえ、今後の旺盛な行政需要に対応すべく、民間事業者の創意工夫等を最大限活用し、市民サービスの向

上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減を図り、第5次豊見城市総合計画で掲げた将来像の実現のため、「民間提案制度」の導入に向けた試験的運用を行います。本要項は、豊見城市公有財産活用「民間活力導入制度」応募（事務処理）について必要な事項を定めるものです。

【図表 PPP活用イメージ】



PPP活用イメージ（豊見城市公共施設等総合管理計画より抜粋）



2 「民間活力導入制度」の概要等

(1) 概要

「民間活力導入制度」とは、民間事業者の創意工夫等を最大限活用し、公共サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減等を目的に、民間事業者等から事業提案を募集し、予算措置等の条件が整った場合に民間活力を導入して事業化する制度です。

民間事業者等の提案内容は、知的財産と捉え、情報の保護が必要であると考えます。よって、提案を採用した事業で予算措置を含め協議が整った場合の契約の手法を、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項」及び「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号」、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年条例第2号）」、「豊見城市契約規則（昭和49年規則第11号）」を適用し、原則、随意契約を前提とします。ただし、協議が整ったとしても、事業の実施に必要な予算が市議会で承認されず予算措置ができなかった等の事由により事業化されない場合があります。

(2) 視点

「民間活力導入制度」の実施にあたっては、次の3つの視点をもって実施します。

① 公共サービスの向上

民間の知恵やアイデア、資金や技術、ノウハウを最大限に活用することにより、施設やその環境の特性を生かし、充実した施設運営や機能性の高い魅力ある施設の整備等を実現することで、公共サービスの向上を図ります。

② 地域経済の活性化

民間事業者の幅広い参入を促し、民間の新たな事業機会を創出するほか、民間投資を喚起することにより、地域経済の活性化を図ります。

③ 財政負担の軽減

民間資金や技術等を活用することで、施設整備にかかる費用と施設運営にかかる費用の両面から、施設のライフサイクルコストを縮減し、財政負担の軽減を図ります。

3 提案に関する条件等

(1) 民間事業者等とは

次の①から⑧に掲げる全ての条件に該当し、提案内容を自ら実行する意思と能力(運営力、資金力、実績等)を持つ法人格を有する単体の事業者若しくは複数の事業者によって構成される団体、グループ又は個人(複数の法人及び個人が共同で計画する場合並びに法人登記の hand続中、取得予定である者を含む。)とします。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者で、当該各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- ② 公租公課を滞納している者でないこと。
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)の規定による精算の開始がなされている者でないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力等が経営又は運営に実質的に関与していない者、又はこれらと密接な関係を有しない者であること。
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者ではないこと。
- ⑦ 提案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者ではないこと。
- ⑧ その他、市及び関係機関等との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

(2) 提案事項

民間事業者等が提案できる事項を「民間活力導入説明シート」に記載し、市ホームページに掲載するものとします。

(3) 提案の対象外

次の①から⑩のいずれかに該当するものは、原則、本制度における提案の対象外とします。

- ① 民間事業者等以外が実施主体となることを前提とした提案
- ② 市が着手又は事業化を計画している内容と同様の提案若しくは事業に関する提案
- ③ 各種法令等に抵触するなど、事業化の可能性がないことが明白な提案
- ④ 市に新たな財政負担が発生する提案 (ただし、十分な財政効果や政策実現に寄与すると認められる場合は除く)
- ⑤ 市の施策に反する提案
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行う提案

- ⑦ 地域、地区において一定の理解が得られない提案
- ⑧ 民間事業者が実施することが適当でない事業に係る提案
- ⑨ 道路（法定外）、水路等の占用許可や用途廃止、払下げを求める場合
- ⑩ 交通、通信、電機その他の公益事業の用に供するため、使用許可等を求める場合

（４） 提案に関する条件

- ① 土地に現存する建物や付帯設備等は現状のまま全て一括で利活用することとし、新たな整備、形態、又は運営を行う場合、関連する各種法令の遵守及び必要な届出等について民間事業者等が行うことを基本とします。
- ② 利活用に伴う公有財産の一部又は全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費（基本料金を含む）、維持管理等の実費費用は、全て民間事業者等が負担することを基本とします。なお、実費費用の算定のために計量機器等を設置する必要がある場合は、民間事業者等の負担で設置することとなります。
- ③ 民間事業者等は、必要に応じ、契約締結までの間に地域、地区を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、事業運営、施設整備に当たっては、地域、地区との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮すること。
- ④ 民間事業者等は、本市のモニタリング調査に協力すること。

4 提案から契約締結までの流れ

本制度における提案から契約締結までの流れは次のとおりです。

	豊見城市	民間事業者等
1	民間活力導入説明シートの掲載	
2		提案書等の提出
3	提案書等の受付及び内容確認	
4	ヒアリング（質問及び回答）、協議（担当部局含）	
5	市有地利用対策委員会	
6	提案事業の採否の決定	
7	詳細協議	
8	予算措置及び事業化の決定	
9	契約の締結	

- ※ 期間を定めて、民間事業者等を選定する場合別途スケジュールをお示しします。
- ※ 複数者の民間事業者等から同じ時期に提案があったときは、総合的な審査を行い、最も高い評価を受けた民間事業者等の事業を選定します。

(1) 提案書等の提出

民間事業者等は、2-(2)に記載している3つの視点及び「民間活力導入説明シート」に記載された内容を踏まえ、次の書類のうち本市が指定する書類を提出してください。

① 提出に必要な書類

- ア 提案書（様式第1号）
- イ 誓約書（様式第2号）
- ウ 構成員調書（様式第3号）
- エ 提案団体調書（様式第4号）
- オ 提案団体状況表（様式第5号）
- カ 関連事業実績一覧表（様式第6号）

② 受付時間

市役所閉庁日を除く月曜日から金曜日の9:00～17:00（※12:00～13:00を除く）

③ 部数

- ① 「提出に必要な書類」に記載している書類正副各1部

④ 提出先

〒901-0225 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
 豊見城市役所 総務企画部 管財課 財産管理班

⑤ 留意事項

ア 費用負担

提案に関する資料の作成、提出及びヒアリング等に係る費用は、全て民間事業者等の負担とします。

イ 提出書類の取扱い

提出書類に含まれる著作権は、民間事業者等に帰属しますが、提出書類の返却は行いません。また、書類を提出する場合、民間事業者等は、市有土地利用対策委員会や事業化の検討における利用、事業名称や概略の公表等に同意しているとみなします。ただし、民間事業者等の独自のノウハウが含まれている内容等については、公表の対象とはしません。

ウ 特許権等の侵害防止

民間事業者等は、提出書類に第三者が有する特許権等を侵害する内容が含まれていないことを本市に対して保証することとし、提出書類に第三者の特許権等が含まれていることに伴う損害の賠償及び講ずるべき必要な措置等については、民間事業者等の負担とします。

エ 情報公開

豊見城市情報公開条例（令和4年条例第27号）に基づき、情報公開請求があった場合は、提出書類等の一部、又は全部を公開することがあります。

オ 民間事業者等による提案の辞退

提案を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。

カ 民間事業者等の失格

民間事業者等が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- （ア）本要項に定める手続きを遵守しない場合
- （イ）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （ウ）採否の公正性に影響を与える行為があった場合

キ その他

本要項に定めのない事項については、本市と民間事業者等が別途協議を行うものとします。

（2） 提案書等の内容確認、ヒアリング及び協議

市有土地利用対策委員会の開催に向け、民間事業者等に対し、提出書類の内容確認、ヒアリング及び関係部局を含めた協議を対面又は提案書に係る質問回答表（様式第8号）を使用し

行います。なお、ヒアリングの日程は個別に調整します。

(3) 市有地利用対策委員会

豊見城市市有地利用対策委員会設置規程（昭和 54 年訓令第 3 号）に基づく委員会です。委員会では、民間事業者等から提案された提案書の採否について検討します。

提案書の採否の検討項目		備考
理解度	「民間活力導入説明シート」に記載されている項目に対する理解度の有無	
	着眼点、課題点、解決方法等についてキーワードが網羅されているか	
地域性	地域雇用や地域経済の活性化が図れるか	
	地域の実情を把握したうえで、事業の円滑な実施に関する提案となっているか	
	地形、環境、地域特性等の与条件との整合性が図られているか	
実現性	民間事業者等が事業実施する場合、事業を安定的に継続できるような経営基盤であるか	
	事業実施手順を示すフローの妥当性はあるか	
	事業化にあたり課題となる法令等はないか	
	提案書の実現性を裏付ける事業実績等の明示があるか	
	提案内容に説得力があるか	
	事業に係る業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性はあるか	
	有益な代替案や重要事項の指摘があるか	
効率性	行政で実施する場合の費用の縮減や平準化、又は収入の増加が期待できるか	
	行政が実施するよりも、公共サービスの向上が図れる工夫があるか	
将来性	将来的な展望を図る、又は期待できるか	

(4) 提案書の採否の決定

民間事業者等から提出された提案書について、採否の結果を公表します。なお、提案書の採否区分は、次のとおりとします。

① 採用又は一部採用

事業化を進めると判断し、提案書を採用又は一部採用する場合

② 不採用

定めた期間を超過した、又は事業化に適さないと判断した場合

③ 継続協議

事業化に向けた課題の整理等が引き続き必要であると判断した場合

(5) 詳細協議

本市と提案書の採用又は一部採用の決定を受けた民間事業者等(以下「交渉権者」という。)は、必要に応じて協定書を締結し、事業化の決定に向けた詳細協議を行います。詳細協議が整わない場合は、事業化を見送ることがあります。また、「採択」又は「一部採択」となった提案内容について、権利や義務関係が生じるものではありません。

交渉権者は、次の書類のうち本市が指定する書類を提出してください。なお、提出時期は詳細協議の中で決定します。

- ① 印鑑証明書
- ② 法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
- ③ 都道府県税完納証明書(全税目の滞納がないことを確認できる証明書)
- ④ 国税納税証明書
- ⑤ 構成員、責任の範囲を定めた協定書等(任意様式) ※共同事業体の場合
- ⑥ 提案事業の実施に必要な技術者等の資格証明書
- ⑦ 企画提案書(任意様式)

提案書に記載した内容及び詳細協議で確認した事項を基に、事業の実施方法、事業スケジュール、資金計画及び事業実施体制等の内容を記載したもの

(6) 予算措置及び事業化の決定

本市と交渉権者との間で詳細協議が成立し、提案内容に係る予算措置が市議会で承認された場合、事業化の決定がなされます。

(7) 契約の締結

詳細協議、予算措置及び事業化の決定が整った場合、本市と交渉権者は契約(随意契約)を締結します。契約締結後は、提案事業を速やかに着手してください。

民間活力導入説明シート

※民間活力導入制度の窓口：総務企画部管財課 098-850-0519

件名	
概要	
解決したい課題	
求める提案(例)	
市が提供できる メリット	
提案決定期限	
留意点	
参考情報	

担当部署	
------	--

豊見城市長 殿

(共同事業体の場合は、代表者)

所在地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

提 案 書

提 案 事 業 名 :
該当する民間活力 説明シートの件名 :
1 事業概要
2 事業期間
3 提案内容
4 効果 (公共サービスの向上、地域経済の活性化、市の財政負担軽減等)
5 資金計画
【記入上の注意】
<ul style="list-style-type: none">・豊見城市公有財産活用「民間活力導入制度」応募 (事務処理) 要領に基づき作成すること。・資料作成に係る「A4 版縦置き、横書き、文字サイズは 12 ポイント」を基本とし、簡潔明瞭に作成し、A4 版のフラットファイルにまとめて (A3 等は折り込み) 提出すること。・要項の審査基準に即した考え方を記載し、事業計画、実施体制、事業開始までの想定スケジュールについて、可能な限り詳細に作成すること。

(様式第2号)

年 月 日

豊見城市長 殿

(共同事業体の場合は、代表者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

誓 約 書

豊見城市公有財産活用「民間活力導入制度」応募（事務処理）要項に基づき、提案書を下記のとおり提出します。なお、この提案にあたり本要項を遵守するとともに、提案に関する提出書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 提案事業名

2 該当する民間活力説明シートの件名

(連絡先)

担当者氏名 :

所 属 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

メールアドレス :

(様式第3号)

構 成 員 調 書

提 案 事 業 名 :
該当する民間活力 説明シートの件名 :

構成員及び役割は、次のとおりです。

代 表 者	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	役 割	
構 成 員 ①	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	役 割	
構 成 員 ②	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	役 割	
構 成 員 ③	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	役 割	
構 成 員 ④	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
	役 割	

(様式第4号)

提案団体調書

提案事業名 :
該当する民間活力 説明シートの件名 :

商号又は名称			
代表者職氏名			
住所又は所在地			
本業務を担当する 支社・営業所名及 びその所在地 ※本社の場合は記入不要			
設立年月日		従業員数	人
資本金	千円	売上高 (直近決算額)	千円
ホームページ	http://		
主な業務内容			
保険加入状況			
健康保険加入	厚生年金保険加入	雇用保険加入	労災保険加入
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注) 複数の構成員(複数団体等)で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

豊見城市長 殿

所在地：
商号又は名称：
代表者氏名：

提案団体状況表

提案事業名：
該当する民間活力 説明シートの件名：

	民間事業者等の条件確認項目		チェック欄
1	3-(1)-①	地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当している、又は当該各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
2	3-(1)-②	公租公課を滞納している。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
3	3-(1)-③	破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による精算の開始をしている。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
4	3-(1)-④	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力等が経営又は運営に実質的に関与している者、又はこれらと密接な関係を有している。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
5	3-(1)-⑤	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
6	3-(1)-⑥	宗教活動、又は政治活動を主たる目的としている。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
7	3-(1)-⑦	提案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない
8	3-(1)-⑧	市及び関係機関等との協議に柔軟、真摯に対応できない。	<input type="checkbox"/> あてはまる <input type="checkbox"/> あてはまらない

注1) 必要事項を記入し、対応する□に✓を付けてください。なお、ひとつでも「あてはまる」に✓があると、「民間事業者等」に該当しません。

注2) 複数の構成員（複数団体等）で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

豊見城市長 殿

所在地 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

関連事業実績一覧表

提案事業名 :
該当する民間活力 説明シートの件名 :

NO	事業名 ※主な契約内容も記載	発注者	契約期間	契約金額 (千円)	受注体制
1					
2					
3					
4					

注1) この「関連事業実績一覧表」は任意の提出書類です。提案する事業の実績や類似事業等の実績があれば記載し提出してください。

注2) 受注形態には、単独、グループ、JVの別で記載してください。

注3) 複数の構成員（複数団体等）で応募する場合は、構成員ごとに提出してください。

(様式第7号)

年 月 日

豊見城市長 殿

(共同事業体の場合は、代表者)

所在地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

辞退届

年 月 日付で提出した提案書について、下記の理由により辞退します。

記

提案事業名 :
該当する民間活力 説明シートの件名 :

辞退理由

(様式第8号)

質問回答表【 回目 】

日程管理欄 (提案書提出日： 年 月 日)						(意見回答期限： 年 月 日)					
	0回目		1回目		2回目		3回目		4回目		完了日
	意見	回答	意見	回答	意見	回答	意見	回答	意見	回答	
日付											

下記のとおり、意見がありますので回答をお願いいたします。

総務企画部 管財課

提案事業名	
該当する民間活力説明シートの件名	
意 見 欄	
黒文字0回目意見/→赤文字0回目回答/黒文字1回目意見/→赤文字1回目回答/⇒⇒青文字2回目意見/→→ピンク文字2回目回答/⇒⇒⇒緑文字3回目意見	
【提案書】	
・事業概要	
<input type="checkbox"/> :	
・事業期間	
<input type="checkbox"/> :	
・提案内容	
<input type="checkbox"/> :	
・効果	
<input type="checkbox"/> :	
・資金計画	
<input type="checkbox"/> :	
【構成員調書】	
<input type="checkbox"/> :	
【提案団体調書】	
<input type="checkbox"/> :	
【提案団体状況表】	
<input type="checkbox"/> :	

(様式第 8 号)

【関連事業実績一覧表】

:

【その他】

: